

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処調達部長  
村 岡 良 雄

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」（令和2年2補公示第78号）を熟知の上、参加されたい。

記

- 1

入札方式

一般競争入札
- 2

入札日時

令和5年4月21日 13時10分
- 3

入札場所

第2補給処調達部入札室
- 4

参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A、B、C、D」等級いずれかに格付けされ東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。  
(4) 日本における一般輸入品を取り扱える者であること。  
(5) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 5

入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(2) 郵便入札について  
ア 郵便による入札要領について、公示第56号（令和4年5月17日）に基づき実施すること。  
イ 書留等の配達記録が確認できる方法により実施すること。  
ウ 令和5年4月19日17時00分までに到達すること。  
エ 公示第56号第4項に該当した場合は、入札書を無効とする。  
オ 送付先  
〒504-8701  
岐阜県各務原市那加官有地無番地  
航空自衛隊 第2補給処 調達部 輸入課 輸入第1班
- 6

保証金

(1) 入札保証金 免  
(2) 契約保証金 契約金額の10／100以上  
(原則として、令和3年度契約実績および納入実績のある業者は免除)  
(3) 各保証金として納付できるものは、現金又は銀行小切手を通常とするが、他の手段で納付する場合は、契約担当職員に照会すること。
- 7

保証金の処分

入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8

保証金納付の免除

6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9

入札の無効

4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 10

適用する契約条項

輸入品等売買契約一般条項  
特定費目の代金の確定に関する特約条項（輸入）  
債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項  
部分払に関する特約条項  
輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項  
輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項に付する特殊条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項
- 11

契約書作成の有無

有
- 12

入札に付する事項

| 統制番号（調達要求番号）                                  | 品名                 | 規格（部品番号） | 数量   | 品質区分 | 製造会社  | 納地    | 納期      | 摘要                         |
|-----------------------------------------------|--------------------|----------|------|------|-------|-------|---------|----------------------------|
| G05S-024A10BB-KCH-0001<br><br>DP365153030001J | A C T U A T<br>O R | 8656M2   | 10EA | N    | 00268 | 第2補給処 | R5.6.29 | 適用仕様書<br>2補LPS-AP00005-130 |

- (1) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、必要な見積資料等(真正性等の確認ができるクォーテーション及びその他の資料)を、令和5年4月18日15時00分までに提出しなければならない。見積りにあたっては、仕様書の内容と適合した見積書を提出し、仕様書の内容に疑義がある場合は、速やかに第2補給処輸入課第1班担当に申し出ること。また、入札日の前日までにおいて同資料等の内容の照会があった場合には、説明をしなければならない。
- 13

(2) 仕様書配布  
その他  
(1) 端数処理

有  
  
入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (2) 下請負

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (3) 提出書類

ア 見積資料等  
イ 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し。ただし、同一年度内に提出実績があるものについては、変更が無いものに限り省略できるものとする。
- (4) 為替レート

本入札で適用される為替レートを確認したい者は、令和5年4月17日以降、契約担当職員に問い合わせること。
- (5) その他

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項については、落札決定者となった者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業である場合に付帯する。落札決定者は、速やかに中小企業であることを証明する資料を添えて、契約担当職員に申し出るものとする。  
本書記載事項の詳細及び仕様書の貸出し又は閲覧については、契約担当職員に照会すること。

| 航空自衛隊仕様書         |                            |                   |             |
|------------------|----------------------------|-------------------|-------------|
| 仕様書の<br>種類       | 内容による分類                    | 装 備 品 等 仕 様 書     |             |
|                  | 性質による分類                    | 個 別 仕 様 書         |             |
| 物品番号             |                            | 仕 様 書 番 号         |             |
| 品 名<br>又は<br>件 名 | -----<br><br>航空機用部品（輸入）仕様書 | 2補LPS-AP00005-130 |             |
|                  |                            | 大臣承認              | 年 月 日       |
|                  |                            | 作成                | 昭和56年11月 2日 |
|                  |                            | 改正                | 令和 2年 7月20日 |
|                  |                            |                   | 令和 3年 6月29日 |
| 作成部<br>隊等名       | 第 2 補 給 処                  |                   |             |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、調達品目表に記載された、航空自衛隊の航空機用部品（輸入）の調達について規定する。

なお、**高圧ガス保安法**の適用を受ける部品（構成品を含む。）とは、調達品目表で“G”印を付した部品をいう。また、特定化学物質、放射性物質等及び有害物質に定められる部品（構成品を含む。）とは、調達品目に“B”印を付した部品をいう。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、**C&LPS-A00003**の1.2，**C&LPS-Y00007**の1.2及び**IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）**（空幕装第17号 令和3年2月8日）によるほか、次による。

#### 1.2.1

#### 高圧ガス保安法等

高圧ガス保安法、容器保安規則及び一般高圧ガス保安規則

#### 1.2.2

#### 高圧ガス容器等

高圧ガス保安法等に基づき、高圧ガスを充填するための容器及び容器の附属品

### 1.3 種類

輸入品の種類は、**C&LPS-Y00003**の1.4に定める種類のうち、調達品目表に指定したものとする。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部

| 品 名 | 航空機用部品（輸入）仕様書 |
|-----|---------------|
|-----|---------------|

をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| <b>C&amp;LPS-A00004</b> | 航空機用部品包装共通仕様書 |
| <b>C&amp;LPS-Y00003</b> | 装備品等（輸入）共通仕様書 |
| <b>C&amp;LPS-Y00007</b> | 調達品等一般共通仕様書   |

#### b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）（空幕装第17号 令和3年2月8日）

### 1.5 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

## 2 製品に関する要求

製品に関する要求は、**C&LPS-Y00003**の2によるほか、次による。

### 2.1 機能・性能

調達品目は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク〔未発見の意図せざる脆弱性を除く。（以下、障害等リスクという。）〕が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品及び機器等（以下、ソースコード等という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、調達品目に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

### 2.2 高圧ガス容器等

高圧ガス容器等及び高圧ガス容器等を含む部品は、次の項目を満足しなければならない。

- 高圧ガス保安法等により特別充填の許可を得たものであること。
- 高圧ガス容器等の表示は、高圧ガス保安法等の規定を満足したものであること。

### 2.3 容器に充填された高圧ガス

容器に充填された高圧ガスは、容器の外面の当該容器に充填されているガスの種類を明示するものとする。

### 2.4 石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）は、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に係らず、使用してはならない。

### 2.5 特定化学物質、放射性物質等及び有害物質の使用表示

特定化学物質、放射性物質等及び有害物質の使用表示は、**C&LPS-Y00007**の2.4.4による。

### 2.6 その他の要求事項

サープラススユーズドの部品のうち、調達要領指定書で示す品目は、オーバーホール後未使用のもの

|     |               |
|-----|---------------|
| 品 名 | 航空機用部品（輸入）仕様書 |
|-----|---------------|

のとする。

## 2.7 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 調達品目表に示す品目（寄託品を含む。）は、障害等リスクが潜在すると契約の相手側が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

なお、調達品目に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

- b) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、官給品等について、a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側がの意図せざる変更を行わないものとする。

なお、調達品目に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

## 3 品質保証

品質保証は、**C&LPS-Y00003**の**3**によるほか、次による。

なお、ファクトリニューの部品のうち、寸法検査、機能検査及び非破壊検査等を要求する部品は、調達品目表により指定する。

### 3.1 高圧ガス容器等の検査

高圧ガス容器等の検査は、次による。

- a) **C&LPS-Y00003**の**3.4**の規定に係わらず、全数検査を行う。  
b) 特別充填許可申請に必要な安全の確認及び資料の作成に必要な検査を行う。  
c) 高圧ガス保安法等に基づく容器検査所の登録を受けた工場で行う。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達品目表で指定した場合を除き、**C&LPS-A00004**の**2**による。ただし、PIFの提出及び包装単位については、適用を除外する。

## 5 その他の指示

その他の指示は、**C&LPS-Y00003**の**5**によるほか、次による。

### 5.1 提出書類

提出書類は、調達品目表により指定する。

なお、契約締結後速やかに**C&LPS-Y00007**の**4.1.3**に基づき提出するものとする。

### 5.2 添付書類

添付書類は、次のとおりとし、現品に添付するものとする。

- a) **2.2**に該当する品目は、特別充填許可書の写し1部を添付する。  
b) **2.3**に該当する品目は、輸入高圧ガス検査合格証の写し1部を添付する。

### 5.3 輸出入通関等の諸手続

輸出入通関等の諸手続は、法令等の定めるところに従い契約の相手方が行うものとする。

# 調 達 品 目 表

|         |                             |       |           |       |
|---------|-----------------------------|-------|-----------|-------|
| 統制番号    | G05S-024A10BB-KCH-0001      | 作成部課  | 資材計画部     | 資材計画課 |
| 調達要求年月日 | 05年03月10日                   | 作成年月日 | 05年03月10日 |       |
| 仕様書番号   | 2補LPS-A P 0 0 0 0 5 - 1 3 0 |       |           |       |

## 1 調達品目・数量等

| 品質区分 | 希望納期      | 納地   | 搬入地 |
|------|-----------|------|-----|
| N    | 05年06月29日 | 3651 |     |

製造会社 00268

検査方法:外観及び書類検査のみとする

| 項目<br>番号 | 物 品 番 号          |    |       |       | 部 品 番 号 |      |      |        |
|----------|------------------|----|-------|-------|---------|------|------|--------|
|          | 品 名              |    |       |       |         |      |      |        |
|          | 単位               | 数量 | 包装レベル | 契約不適合 | 類源可否    | 初回試験 | 高圧ガス | 化学・放射性 |
| 0001     | 1680-01-497-7142 |    |       |       | 8656M2  |      |      |        |
|          | ACTUATOR         |    |       |       |         |      |      |        |
|          | EA               | 10 |       | X     |         |      |      |        |
|          | ―――以下            |    |       |       | 余白―――   |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |
|          |                  |    |       |       |         |      |      |        |